

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表

[低 圧]

ソフトバンクでんき（Powered by SB パワー）

令和 6 年 8 月 21 日実施

SB パ ワ ー 株 式 会 社

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま.....	2
2	料金表等の変更.....	2
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	北海道電力エリアの場合の電気料金	2
	(1) 従量電灯 B.....	2
	(2) 従量電灯 C.....	3
	(3) 低圧電力.....	3
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) 従量電灯 B.....	4
	(2) 従量電灯 C.....	4
	(3) 低圧電力.....	5
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	5
	(1) 従量電灯 B.....	5
	(2) 従量電灯 C.....	6
	(3) 低圧電力.....	6
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	7
	(1) 従量電灯 B.....	7
	(2) 従量電灯 C.....	7
	(3) 低圧電力.....	8
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	8
	(1) 従量電灯 A.....	8
	(2) 従量電灯 B.....	8
	(3) 低圧電力.....	9
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	9
	(1) 従量電灯 A.....	9
	(2) 従量電灯 B.....	9
	(3) 低圧電力.....	10
10	四国電力エリアの場合の電気料金	10
	(1) 従量電灯 A.....	10
	(2) 従量電灯 B.....	10
	(3) 低圧電力.....	11
11	九州電力エリアの場合の電気料金	11

(1) 従量電灯 B.....	11
(2) 従量電灯 C.....	12
(3) 低圧電力.....	12
12 沖縄電力エリアの場合の電気料金	13
(1) 従量電灯.....	13
(2) 低圧電力.....	13
13 契約解除料.....	13
15 燃料費調整.....	13
16 その他.....	15
附 則.....	16

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表

1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz 特約料金表[低圧]（以下「この Biz 特約料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下、「Biz 約款」といいます。）が適用され、かつソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款[低圧]（以下「Biz 約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この Biz 料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この Biz 特約料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 特約料金表または Biz 約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

この Biz 特約料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、（）内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	366円00銭（402円60銭）
契約電流 15 アンペア	549円00銭（603円90銭）
契約電流 20 アンペア	732円00銭（805円20銭）
契約電流 30 アンペア	1,098円00銭（1,207円80銭）
契約電流 40 アンペア	1,464円00銭（1,610円40銭）
契約電流 50 アンペア	1,830円00銭（2,013円00銭）
契約電流 60 アンペア	2,196円00銭（2,415円60銭）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32円14銭 (35円35銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円86銭 (41円64銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円24銭 (45円36銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	379 円 27 銭 (417 円 19 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	366 円 00 銭 (402 円 60 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32円14銭 (35円35銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	37円86銭 (41円64銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円24銭 (45円36銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,252 円 60 銭 (1,377 円 86 銭)
---------------	-----------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
--	---------	-------------

使用電力量 1 キロワット時につき	26円10銭 (28円71銭)	26円10銭 (28円71銭)
-------------------	-----------------	-----------------

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	336円00銭 (369円60銭)
契約電流 15 アンペア	504円00銭 (554円40銭)
契約電流 20 アンペア	672円00銭 (739円20銭)
契約電流 30 アンペア	1,008円00銭 (1,108円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,344円00銭 (1,478円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,680円00銭 (1,848円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,016円00銭 (2,217円60銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円93銭 (29円62銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円07銭 (36円37銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円66銭 (40円32銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) および Biz 約款別表 5 (電力市場連動調整) によって算定された基本料金、電力量料金 (燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。) と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	326 円 32 銭 (358 円 95 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 00 銭 (369 円 60 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円93銭 (29円62銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円07銭 (36円37銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円66銭 (40円32銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,182 円 63 銭 (1,300 円 89 銭)
-----------------	-----------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	24円63銭 (27円09銭)	23円31銭 (25円64銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	283円41銭 (311円75銭)
契約電流 15 アンペア	425円12銭 (467円63銭)
契約電流 20 アンペア	566円82銭 (623円50銭)
契約電流 30 アンペア	850円23銭 (935円25銭)
契約電流 40 アンペア	1,133円64銭 (1,247円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,417円05銭 (1,558円75銭)
契約電流 60 アンペア	1,700円46銭 (1,870円50銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円10銭 (29円80銭)
-------------------------------	-----------------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円10銭 (36円40銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円81銭 (40円49銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表 2（燃料費調整）および Biz 約款別表 5（電力市場連動調整）によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとしします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	298 円 26 銭 (328 円 08 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283 円 41 銭 (311 円 75 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円10銭 (29円80銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円10銭 (36円40銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円81銭 (40円49銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,050 円 77 銭 (1,155 円 84 銭)
-----------------	-----------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
--	---------	-------------

使用電力量 1 キロワット時につき	24円68銭 (27円14銭)	23円25銭 (25円57銭)
-------------------	-----------------	-----------------

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291円95銭 (321円14銭)
契約電流 15 アンペア	437円92銭 (481円71銭)
契約電流 20 アンペア	583円90銭 (642円28銭)
契約電流 30 アンペア	875円84銭 (963円42銭)
契約電流 40 アンペア	1,167円79銭 (1,284円56銭)
契約電流 50 アンペア	1,459円73銭 (1,605円70銭)
契約電流 60 アンペア	1,751円68銭 (1,926円84銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円08銭 (20円98銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円10銭 (25円41銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円76銭 (28円33銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	251 円 90 銭 (277 円 09 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291 円 95 銭 (321 円 14 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円08銭 (20円98銭)
-------------------------------	-----------------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円10銭 (25円41銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円76銭 (28円33銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,094 円 69 銭 (1,204 円 15 銭)
-----------------	-----------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	15円31銭 (16円84銭)	13円90銭 (15円29銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	475円08銭 (522円58銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円19銭 (20円00銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23円05銭 (25円35銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円73銭 (28円30銭)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406 円 56 銭 (447 円 21 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円03銭 (17円63銭)
-------------------------------	-----------------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円91銭 (20円80銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21円17銭 (23円28銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,029 円 74 銭 (1,132 円 71 銭)
-----------------	-----------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	13円05銭 (14円35銭)	11円70銭 (12円86銭)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	690円62銭 (759円68銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29円78銭 (32円75銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35円85銭 (39円43銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37円78銭 (41円55銭)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 25 銭 (447 円 97 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円33銭 (30円06銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円87銭 (36円15銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円57銭 (38円02銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,058円11銭 (1,163円92銭)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	24円37銭 (26円80銭)	23円20銭 (25円51銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606円27銭 (666円89銭)
電 力 量 料 金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	27円87銭 (30円65銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33円89銭 (37円27銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円08銭 (40円78銭)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	361円00銭 (397円10銭)
-------------------	-------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24円78銭 (27円25銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭 (32円78銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円46銭 (35円70銭)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,076円10銭 (1,183円71銭)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	23円61銭 (25円97銭)	22円30銭 (24円53銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	287円50銭 (316円24銭)
契約電流15アンペア	431円24銭 (474円36銭)
契約電流20アンペア	574円99銭 (632円48銭)
契約電流30アンペア	862円48銭 (948円72銭)
契約電流40アンペア	1,149円97銭 (1,264円96銭)
契約電流50アンペア	1,437円49銭 (1,581円20銭)
契約電流60アンペア	1,724円95銭 (1,897円44銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円53銭 (18円18銭)
---------------------------	-----------------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円58銭 (23円73銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円28銭 (26円70銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表 2（燃料費調整）および Biz 約款別表 5（電力市場連動調整）によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	304 円 86 銭 (335 円 34 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	287 円 50 銭 (316 円 24 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円53銭 (18円18銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円58銭 (23円73銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円28銭 (26円70銭)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	930 円 21 銭 (1,023 円 23 銭)
-----------------	---------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	15円82銭 (17円40銭)	14円29銭 (15円71銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	584円60銭（643円05銭）
電 力 量 料 金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	36円55銭（40円20銭）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	41円59銭（45円74銭）
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円39銭（47円72銭）

(2) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,267円14銭（1,393円85銭）
---------------	----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金それぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	29円26銭（32円18銭）	28円00銭（30円79銭）

13 契約解除料

Biz約款第45条（契約解除料の申受け）に該当する場合の契約解除料は、次の金額といたします。

1需給契約につき	4,546円（5,000円）
----------	----------------

15 燃料費調整

Biz約款別表2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供 給 区 域	α 、 β および γ の値	基 準 単 価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基 準 燃 料 価 格
---------	---------------------------------------	---	-------------

北海道電力エリア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘 (3 円 18 銭 5 厘)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘 (1 銭 7 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		

	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整は、
本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

16 そ の 他

この Biz 特約料金表において定義のない言葉の意味およびこの Biz 特約料金表に定めのないその他の事項については、Biz 約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この Biz 特約料金表は、令和 6 年 8 月 21 日から実施いたします。

令和 6 年 8 月 21 日

SB Power

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 中野 明彦
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕